

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
〈新たな価値の例〉
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ●具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ●対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

現時点での進捗状況

種目	令和9年夏以降～	拠点校	R7の取組(予定を含む)	日時	場所
1 野球	地域クラブ化を目指す ※状況によって合同部活動	市内1チーム(島二中) ※合同部活動になった場合は、現存の合同部活動の枠組み(島一、島二、六合)(初倉、金谷、川根)は継続	合同練習	未定	
2 サッカー	地域クラブ化を目指す ※状況によって合同部活動	エリア制(WEST・EAST)	EAST・WEST合同練習会	①9月27日(土) 8:30～10:30 ②1, 2月にスポ少6年生と合同練習会	EAST WEST 六中グランド 島一中グランド
3 バレー	合同部活動 ※男子は、地域クラブ化を目指す	エリア制(WEST・EAST)	合同練習会+試合 地域クラブ指導者を探す	来年度新入生徒が入った時点で実施予定	
4 ソフトテニス	合同部活動	市内1チーム(島一中)	合同練習会の開催(島一中)	11月3日(月) 祝日	島一中 テニスコート
5 バスケットボール	合同部活動	エリア制※(WEST・EAST)	女子バスケ合同練習会	12月25日実施	
6 弓道	※R7から地域クラブ	金谷中	今後、平日についても検討		
7 剣道	地域クラブ化を目指す	島二中	東武会主催 剣道教室	中体連終了後予定	島二中 剣道場
8 水泳	地域クラブ化を目指す	島二中	協会団体と島二中の合同練習会	2月以降、水泳部の練習に、水泳協会の方が指導者として参加	ローズアリーナ
9 陸上	地域クラブ化を目指す	各学校	種目別合同練習会	1～3月に実施予定	島田陸上競技場
10 卓球	合同部活動	エリア制※(WEST・EAST)	EAST合同練習会 WEST合同練習会	9月27日(土) 午前男子・午後女子 10月予定	島二中 体育館 金谷中 体育館
11 合唱	地域クラブ化を目指す	島二中	指導者を探す	未定	
12 吹奏楽	合同部活動 各学校での地域クラブ化を目指す	エリア制※(WEST・EAST) 各学校			
13 美術	各学校での地域クラブ化を目指す	金谷宿大学	金谷宿大学 美術講師の指導体験	未定	

8団体(9団体)を地域クラブとして認定した。

金谷弓道部(弓道)、島田剣友会(剣道)、東武会(剣道)、Wing raise(バスケ)、ジュニアアスリートクラブ(陸上:プラスワン)、広輪水泳教室(水泳)、メダカスイミングクラブ(水泳)、ファンタジスタ(サッカー)※チビッコスイミングクラブ(水泳)は来年度指導者を確保できれば認定

・生徒数の減少に伴い、教員の定数減となる学校があり、これまでの部活動数を確保するのが難しい現状がある。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関する教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの概要（趣旨・全体構成）

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市・区・町・村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

島田市

新たな地域クラブ活動だより

島田市教育委員会

令和7年11月10日(月)

NO. 2

1 学校部活動の地域展開の現状 その2

続々と、令和9年夏以降の休日の学校部活動の地域クラブ活動化を目指した取り組みを行っていただいている。

(1) 男女卓球 WEST 合同練習

10月12日(日)に、金谷中学校を会場としてWEST(川根中、金谷中、島一中)の合同部活動を見据えた合同練習会を行いました。男女卓球においてはWEST、EAST両方が合同練習会を終えました。顧問の先生方に感想をいただきましたので、その一部を紹介します。

- 本校は少人数のため、練習の相手が限られてしまうが、合同になることで様々な生徒と練習できた。また、いつもより効率のよい練習を体験できたと思う。
- 他校の生徒と交流することができる。また、今後、引率教員が不要になる場合は教員の負担は軽減されると思う。
- 保護者の送迎の負担は、毎週となると大きく、だんだん参加する子が減りそう。会場への往復をどうするのか?毎回、保護者に送迎をお願いできるとは限らない。
- 指導者をどう確保するのか?誰が、どのような内容で行うのか。継続する場合には、その計画が必要となる。指導者には、公認コーチが必要と考える。
- 会場校の負担が大きい。今後、会場の確保ができるのか?
- 卓球台は、その学校のものを借りるが、修理等は誰がお金を出しどのように行うのか?
- 島田WESTという一つの団体として考えていくにあたって、連絡系統や集まった時の生徒のまとめ方(生徒の中のリーダーをどうするかなど)をどうしていくかが課題だと思った。

(2) 島田剣友会による剣道練習会

10月25日(土)に、島田第二中学校を会場として、島田剣友会による剣道練習会が開催されました。島田剣友会とは、島田市認定地域クラブ(以下地域クラブ)である東武会と島田剣道クラブ等、複数の団体が合併し、現在地域クラブとして認定を進めている団体です。

既存の団体が地域クラブとして認定され、その地域クラブが、休日の学校部活動に代わって指導・運営をしていくことになるため、指導者は、地域の指導者ということになります。

当日は、中学生だけでなく、小学生も交じっての練習会となりましたが、長年剣道に携わってきた指導者がいるため、児童生徒の実態に応じた技術指導がなされていました。練習後、生徒の中には、昇段試験に備えた型の指導を個別で相談している様子が見られ、これも地域クラブならではの良さだと思いました。

卓球男女 WEST 合同練習



地域クラブ(東武会)による練習会



(3) ソフトテニス合同練習

11月3日（月）に島田第一中学校で、ソフトテニス部がある3つの中学校（島田第一中学校、初倉中学校、金谷中学校）の合同練習会が行われました。今回は、男子だけの活動（女子も行う予定でしたが、先週の大会が雨天延期となり日程が重なったためできなかった）でしたが、テニス協会から、中澤会長をはじめ5人の指導者も参加して充実した練習会が行えました。

練習会を終え、各中学校の顧問の先生方、テニス協会の中澤会長と今回の練習会について、反省会をもちました。その内容は以下の通りです。

- 池ヶ谷教諭（初中男子ソフトテニス部顧問）がきちんと技術指導してくださりありがとうございました。
- テニス協会としても、コーチ派遣についてできる限り協力をていきたい。ただし、毎週休日に誰かコーチを派遣することは、現時点では難しいと考える。（協会のメンバーが高齢化しているため）
- 島一中のオムニコートの改修が必要となる。
- 保護者の送迎の負担が毎週となると大きい。
- ・地域クラブ活動化していくには、地域クラブを運営してくれる人（組織）が必要となる。保護者会に協力していただき、会計や外部コーチへの支払い等を担ってもらうのが現実的ではないか。



2 いつまでに休日の地域クラブ活動化を完了させるの？

本市では、令和9年夏以降の休日の学校部活動の地域クラブ活動化を目指していますが、種目ごとに進捗状況が異なっているのが現状です。

では、いつまでに地域クラブ活動化を完了するのかということが気になりますが、現時点では、令和7年5月に出された国「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ^{※1}がその根拠となります。以下、最終とりまとめの引用です。

- 休日については、次期改革期間^{※2}内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指す。

→令和13年度末には、休日は学校部活動から地域クラブ活動に転換するということです。

※1 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
令和7年5月16日、スポーツ庁と文化庁の有識者会議である地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議における、部活動改革に向けた最終の取りまとめである。

※2 時期改革期間

次期改革期間（仮称：「改革実行期間」）は、前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間として設定されています。

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額（案）	57億円
（前年度予算額）	37億円
令和7年度補正予算額	82億円

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。

- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進**

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、**地方公共団体への伴走支援等**を実施。

（1）部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、**地方公共団体に対して補助**。

①休日の地域クラブ活動の活動費等の支援



②経済的困窮世帯の生徒への支援



③推進体制の整備等★



〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

〔参加費・保険料〕

〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

（補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2）

（3）中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に**部活動指導員**を配置し、指導や大会引率等を担う。

【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（*1））

（2）平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、**実証事業を実施**。（定額補助：国10/10）

＜主な重点課題＞

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

・部活動の地域展開に当たる必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保有の肩書き、スマートロツク設直に伴つ併用改修等）★（一部）

・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施

・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築



等

改革推進期間

令和5～7年度

前期

令和8～10年度

中間

評価

令和11～13年度

後期

休日の実証事業の実施

部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

中間評価の結果を踏まえた更なる改革の推進

※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

●スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【強い経済】を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを「文化芸術」には、障害者芸術を「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））